

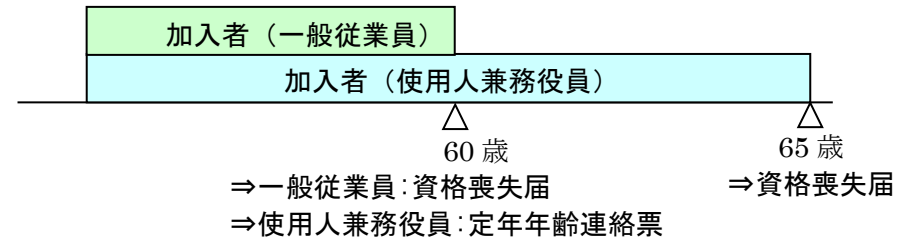
✚ 加入者別の定年年齢を設定している場合について

❖ 一部の加入者に対して、資格喪失年齢を個別に設定している場合

職位（職種）等により一部の従業員の定年年齢を個別に設定している場合は、60歳時点で個別の定年年齢を連絡します

ケース

- ・ 使用人兼務役員の定年年齢（資格喪失）を65歳としている場合
 - ⇒ 一般従業員の定年年齢：60歳
 - ⇒ 使用人兼務役員の定年年齢：65歳



➡ 手続き

定年年齢を個別に設定している者については、60歳時点で《加入者別定年年齢連絡票》を提出してください
該当者が定年年齢に到達するときに、《加入者資格喪失届》を提出してください